京都府 報道発表資料

令和８年 11 月 18 日

# 産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分について

■京都府では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）に基づき、以下のとおり産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

| | |
|---|---|
| 被処分者 | 法人名：株式会社晃技開発（こうぎかいはつ）<br><br>代表取締役：森川（もりかわ）　晃介（こうすけ）<br><br>法人住所：大阪府東大阪市若江東町三丁目１番１号 |
| 処分内容 | 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し |
| 処分理由 | 被処分者は、令和８年 10 月２日付けで大阪府知事から法第 14 条の３の２第１項第５号の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた。<br>このことにより、被処分者は、法第 14 条第５項第２号イに掲げる法第７条第５項第４号ホに該当する者となり、法第 14 条の３の２第１項第４号に規定する許可を取り消さなければならない要件に該当したため。 |
| 処分年月日 | 令和８年 11 月 18 日 |

（備考）関係法令は別紙を参照ください。

【本報道発表に関するお問合せ】
総合政策環境部循環型社会推進課
課長：水落　TEL 075-414-4781
参事：丸山　TEL 075-414-5137

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

別紙

（許可の取消し）
第十四条の三の二　都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。
一～三　（略）
四　第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき（前三号に該当する場合を除く。）。
五　前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
六　（略）
２～４　（略）

（産業廃棄物処理業）
第十四条　（略）
２～４　（略）
５　都道府県知事は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
一（略）
二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ　第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者（以下略）

（一般廃棄物処理業）
第七条　（略）
２～４　（略）
５　市町村長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
一～三（略）
四　申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ～ニ　（略）
ホ　第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（以下略）

（事業の停止）
第十四条の三　都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
一　違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
二～三　（略）